宿泊サービスにおける宿泊室の考え方

１　個室以外の宿泊室の面積について

　①　一人あたりの面積の考え方について

例）食堂兼機能訓練室の一部を宿泊室とし、定員３名・面積（２２．５㎡）とする。

　Ａ　７．０㎡＜７．４３㎡

　Ｂ　７．８㎡＞７．４３㎡

　Ｃ　７．７㎡＞７．４３㎡

　計２２．５㎡

　　⇒　Ａのスペースの面積は７．４３㎡を下回っているが、

２２．５＞（７．４３×３）＝２２．２９で一人当たり７．４３を上回っており基準を満たしている

　　‐基準‐

　個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、７．４３平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものとすること。

②　食堂兼機能訓練室を宿泊室にする際の注意点

　テーブルやイス、ソファー等の置いてあるスペースは、宿泊室の面積に含めません。パーテーションなどで仕切られた各スペースの合計を宿泊室の面積としてください。

２　通所介護事業所等以外の場所で提供される宿泊サービスについて

・通所介護事業所等として指定を受けたエリア以外で宿泊サービスが行われる場合は「宿泊サービス」ではありません。

・日中サービスを受ける通所介護事業所等から他事業所に移動して宿泊サービスを提供することも認めていません。

※【27.4.1　事務連絡　介護保険最新情報vol.454「平成27年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（平成27年4月1日）」の送付について】問６６参照